

浜岡原子力発電所における首藤バルブ製作所製の弁の設置状況等に関する調査結果について(原子力安全・保安院への報告)

2011年1月17日

当社は、他社の原子力発電所に設置されていた株式会社首藤バルブ製作所(以下、「同社」という。)製の弁の材料試験成績書がねつ造されていたことを踏まえて、2010年10月12日に原子力安全・保安院から発出された指示文書^{※1}に基づき調査を行い、本日、その調査結果等を原子力安全・保安院へ報告しましたので、お知らせします。

原子力安全・保安院の指示の内容

下記について取りまとめた上で報告すること。

- 1 同社で製造された弁の設置状況
- 2 上記1の弁の設置が明らかとなった場合における以下の事項
 - ① 当該弁に係る技術基準適合性の確認およびその管理状況
 - ② 当該弁に係る調達管理の状況
 - ③ 上記の状況を踏まえた当該弁に係る今後の保守管理上の対応等

調査結果

1 同社製の弁の設置状況

浜岡原子力発電所では、同社製の弁を合計139台設置しています。

号機	設備名	設置台数	備考
共用	500kV開閉所 断路器	18台	
2号機	主要変圧器	46台	廃止措置中
3号機	主要変圧器	23台	
4号機	主要変圧器	23台	
5号機	主要変圧器	29台	

これらの弁は、いずれも点検時に変圧器内の絶縁油を抜くための弁(手動弁)等であり、原子炉施設の安全上重要な機器ではありません。なお、1号機には設置していません。

2-① 当該弁に係る技術基準適合性の確認およびその管理状況

これらの弁には、技術基準^{※2}上の直接的な要求はありません。

当社では、点検計画に基づき定期的にこれらの弁の点検を実施しており、これまでに漏えい等の異状はありませんでした。

念のため、2号機の主要変圧器に設置している弁を用いて、構造強度等の試験を行い、問題ないことを確認しました。

2-② 当該弁に係る調達管理の状況

当社では、機器の重要度等に応じて必要と判断したものについて、調達時に材料試験記録等の提出を要求する社内ルールとしており、その判断のもと、これらの弁については、材料試験記録の提出を要求していません。

2-③ 当該弁に係る今後の保守管理上の対応等

これらの弁が不正のあった弁と同じ工程で製造されていたことを踏まえ、廃止措置中の2号機主要変圧器を除く同社製の弁全数について、設備の点検に合わせて他社製の弁への取り替えを行っていきます。

当社は、今後も社内ルールに則り、適切な調達管理に努めてまいります。

※1 指示文書とは、「株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁の原子力施設における設置状況等について(指示)(平成22年10月12日22原企課第100号)」を指します。

※2 技術基準とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」です。

以上